

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道日高町立富川小学校 令和6年（2023年）3月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間のSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。（子ども達の負担にならないように配慮しながら聞き取りを行います。また、状況によっては、該当児童の保護者に来校いただいて話をすることもあります）
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は、被害児童とその保護者に確認した上で、学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

富川小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校 HP を
御覧下さい。

本校のいじめ防止基本方針を定めることにより、本校教職員がいじめを抱え込まず組織として一貫した対応をとることをめざす。また、対応の方針を示することで児童生徒や保護者の安心感やいじめに防止につながると考える。さらには、加害者への成長支援の観点を基本方針に位置づけることで加害者への支援にもつなげていくこともめざし、「日高町立富川小学校いじめ防止基本方針」を策定する。
また、「①いじめに係る行為が止んでいること②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2要件が満たされていることを、いじめが「解消している」状態と判断する基準とする。

富川小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

- (1) 学級・学年交流会の定例化し、全教職員で心配される児童について、問題の把握、指導について共有し、共通理解を図る。
- (2) 「校内いじめ対策委員会」の設置（開催時期：教頭から報告を受け校長が必要と認めた場合）
 - ・構成メンバー（教頭・生徒指導担当者・当該学級担任・養護教諭）
 - ・役割 ①いじめに係る情報があった際の緊急会議開催や必要な情報の収集と記録、共有
 - ②被害児童生徒への支援内容や役割分担などを含む対処プランの策定・実行
 - ③いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行）

富川小学校の
いじめ防止
プログラムの活動

- <未然防止の方策>
- ・いじめ防止等に関する資質向上にむけた校内研修の充実
 - ・「いじめは絶対に許さない」集団の雰囲気づくり
 - ・自分の大切さとともに他の人の大切さを認める雰囲気づくり
- <早期発見>
- 「積極的な認知」「組織的な対応」「アンケート実施」

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和5年度の富川小学校のいじめ対策組織担当は、教頭（遠藤）です。

連絡先 01456-2-0027 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） (メール)	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電話） (メール)	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9~12 時 12~17 時
日高教育局教育相談電話 (電話)	0146-22-1325	



子ども相談支援
センターイメージ
キャラクター

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

